４　複合切除（１肺葉を超えるもの）　64,850点
５　１側肺全摘　59,830点
６　気管支形成を伴う肺切除　76,230点

Ｋ５１２　削除

Ｋ５１３　胸腔鏡下肺切除術
１　肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）　39,830点
２　その他のもの　58,950点

Ｋ５１３－２　胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術　58,950点

Ｋ５１３－３　胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術　58,950点

Ｋ５１３－４　胸腔鏡下肺縫縮術　53,130点

Ｋ５１４　肺悪性腫瘍手術
１　部分切除　60,350点
２　区域切除　69,250点
３　肺葉切除又は１肺葉を超えるもの　72,640点
４　肺全摘　72,640点
５　隣接臓器合併切除を伴う肺切除　78,400点
６　気管支形成を伴う肺切除　80,460点
７　気管分岐部切除を伴う肺切除　124,860点
８　気管分岐部再建を伴う肺切除　127,130点
９　胸膜肺全摘　92,000点
注　９については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。

Ｋ５１４－２　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
１　部分切除　60,170点
２　区域切除　72,640点
３　肺葉切除又は１肺葉を超えるもの　92,000点

Ｋ５１４－３　移植用肺採取術（死体）（両側）　63,200点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１４－４　同種死体肺移植術　119,000点
注１　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
２　両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。

Ｋ５１４－５　移植用部分肺採取術（生体）　52,680点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１４－６　生体部分肺移植術　100,980点
注１　生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
２　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１５　肺剥皮術　29,640点

Ｋ５１６　気管支瘻閉鎖術　59,170点

Ｋ５１７　肺縫縮術　23,520点

Ｋ５１８　気管支形成手術
１　楔状切除術　64,030点
２　輪状切除術　66,010点

Ｋ５１９　先天性気管狭窄症手術　146,950点

（食道）

Ｋ５２０　食道縫合術（穿孔、損傷）
１　頸部手術　17,070点
２　開胸手術　28,210点
３　開腹手術　17,750点

Ｋ５２１　食道周囲膿瘍切開誘導術
１　開胸手術　26,030点
２　胸骨切開によるもの　16,900点
３　その他のもの（頸部手術を含む。）　6,600点

Ｋ５２２　食道狭窄拡張術
１　内視鏡によるもの　9,450点
２　食道ブジー法　2,950点
３　拡張用バルーンによるもの　12,480点
注　短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第１回目の実施日に１回に限り算定する。

Ｋ５２２－２　食道ステント留置術　6,300点

Ｋ５２２－３　食道空置バイパス作成術　54,020点

Ｋ５２３　食道異物摘出術
１　頸部手術によるもの　25,350点
２　開胸手術によるもの　28,210点
３　開腹手術によるもの　27,720点

Ｋ５２４　食道憩室切除術
１　頸部手術によるもの　22,480点
２　開胸によるもの　31,430点

Ｋ５２４－２　胸腔鏡下食道憩室切除術　34,130点

Ｋ５２５　食道切除再建術
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　77,040点
２　胸部、腹部の操作によるもの　69,690点
３　腹部の操作によるもの　51,420点

Ｋ５２５－２　胸壁外皮膚管形成吻合術
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　77,040点
２　胸部、腹部の操作によるもの　69,690点
３　腹部の操作によるもの　51,420点
４　バイパスのみ作成する場合　45,230点

Ｋ５２５－３　非開胸食道抜去術（消化管再建手術を併施するもの）　69,690点

Ｋ５２６　食道腫瘍摘出術
１　内視鏡によるもの　8,480点
２　開胸又は開腹手術によるもの　34,140点
３　腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの　50,250点

Ｋ５２６－２　内視鏡的食道粘膜切除術
１　早期悪性腫瘍粘膜切除術　8,840点
２　早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術　22,100点

Ｋ５２６－３　内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法　11,490点